## 議案第60号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延 m	長	幅 m	員	起点	終点	重要な経過地
C 第 3 0 4 号線	40	71	4	00	さいたま市桜区南元 宿二丁目18番1地 先	さいたま市桜区南元 宿二丁目18番12 地先	
J 第 4 7 8 号線	42	15	4	00	さいたま市緑区道祖 土三丁目 4 5 7番8 地先	さいたま市緑区道祖 土三丁目457番8 地先	
L 第 1 2 9 8 号線	63	44	4	50	さいたま市緑区大字 三室字大古里817 番31地先	さいたま市緑区大字 三室字大古里817 番27地先	
1 2 8 8 0 号線	48	13	4	00	さいたま市北区吉野 町一丁目331番3 8地先	さいたま市北区吉野 町一丁目331番3 4地先	
12881号線	60	10	~	10 14	さいたま市見沼区大 和田町一丁目621 番2地先	さいたま市見沼区大 和田町一丁目621 番9地先	
2 2 5 6 0 号線	75	94	4	50	さいたま市見沼区大 字新堤字表112番 19地先	さいたま市見沼区大 字新堤字表112番 15地先	
2 2 5 6 1 号線	76	65	4	20	さいたま市見沼区大 字大谷字向原37番 1地先	さいたま市見沼区大 字大谷字向原37番 6地先	
2 2 5 6 2 号線	71	95	5	00	さいたま市見沼区大 字蓮沼字五反田18 2番5地先	さいたま市見沼区大 字蓮沼字五反田18 9番1地先	